

区分	スペック・試行	担当課	河川課
----	---------	-----	-----

事業区分	河川	取組項目	河床掘削の代行工事を行う場合における河川砂利採取の原則禁止の一部緩和（治水対策協働モデル事業）
------	----	------	---

現状・問題点・背景

- これまで河川砂利の採取については、河床低下により河川管理施設（堤防、護岸）を損傷することが多いこと、河川の汚濁等の発生や自然景観を損なうなど災害や河川環境上の問題が生じるおそれがあること等の理由により砕石業（山砂利）や海砂利の採取に転換させてきた経緯もあることから、本県では、河川管理者が河床掘削工事を計画している箇所も含めて昭和 47 年度以降は新規の採取許可等を一切行ってこなかった。
- 平成 16 年の度重なる出水により、大量の土砂が河道内に堆積しており、早期に流下能力の回復を図る必要がある。

取組項目の内容

今後河床掘削工事が必要な箇所の中には、コンクリート用骨材の用途への供給が可能な上質な砂利の採取が可能と思われる箇所も含まれており、河川管理者が決定した河床掘削工事を代行させ、その掘削砂利等の中から採取させるのであれば、特例的に新規の許可等を行っても河川管理上の支障はないと考えられる。

このため、

- 河床掘削工事の代行を条件として河川砂利等の採取を希望する者を公募し、採取許可等を行う。
- 民間企業等の応募の無い箇所については、河川管理者が土砂の撤去を行う。

（予算事項名：治水対策協働モデル事業）

取組項目の効果

- 限られた予算の中で早期の流下能力の回復と河床掘削費用の節減が図れる。
- 平成 18 年度からの海砂利の採取禁止の中で、微量ではあるが骨材としての有効利用に資する。

イメージ（コンセプト）

